

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第3子以降の保育所保育料無料化</b></p> <p>条件：次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童の住民登録が市内にあること</li> <li>・保護者が子どもを3人以上扶養していること（18歳の年度末までの子を第1子とする。）</li> <li>・保育料算定に必要な書類が提出されていること</li> </ul> <p>内容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>遠距離児童生徒通学費補助事業</b></p> <p>対象者：遠距離を通学する児童生徒</p> <p>内容：・小学校児童…通学距離が4kmを超える区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が6kmを超える区間 年額15,400円</p> <p>問合せ：《教育委員会学校教育課 学事係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>子ども医療費助成制度(福祉医療制度)</b></p> <p>対象者：医療保険加入者のうち、中学校3年生（15歳の学年末）までの子ども</p> <p>内容：医療保険や他の公費を使用して受診（入院・外来等）した際の、自己負担分を助成</p> <p>問合せ：《国保年金課 医療年金係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>出産祝品</b></p> <p>対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内容：市内にある確氷製糸農業協同組合で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>奨学金貸与事業</b></p> <p>対象者：本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者</p> <p>内容：公立、私立高校 月額15,000円 ※本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給</p> <p>問合せ：《教育委員会総務課 庶務係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>学校給食費一部無料化</b></p> <p>対象者：(1)同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校に在籍する児童 (2)安中市立中学校に在籍している生徒</p> <p>○条件 いずれも、児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと</p> <p>内容：子育て支援を目的とし、安中で学ぶ子ども達を応援するため、上記の児童生徒を対象に学校給食費の無料化を実施</p> <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>結婚新生活支援事業</b></p> <p>対象者：令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を受理されたご夫婦で、次のいずれにも該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦の前年の年間所得合計額が340万円未満であること</li> <li>※婚姻を契機に夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請の際現に再就職をしていない者がいる場合は、当該者の所得を含めない。</li> <li>※貸与型奨学金の返済を補助金の申請の際現に行っている場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の交付の申請の際現に新婚夫婦の一方が本市の区域内に所在する当該住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であること</li> <li>他の公的な制度による支援を受けていないこと</li> <li>他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと</li> <li>過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと</li> <li>夫婦が本市の税を滞納していないこと</li> <li>夫婦の一方が婚姻の時点において50歳未満であること</li> <li>世帯の全員が安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと</li> <li>安中市移住支援金支給要綱に基づく移住支援金の支給を受けていないこと</li> </ul> <p>内 容：○補助対象経費：令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に実際に支出した経費で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規の住宅取得費用</li> <li>新規の住宅賃借費用（新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）</li> <li>結婚に伴う引越し費用（本市の区域内における移転又は本市の区域外から本市の区域内への移転に限る。）</li> </ul> <p>○助成金額：1世帯あたり上限24万円</p> <p>○申請期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>問合せ：《市民生活課 相談支援人権係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民</li> <li>医療保険加入者</li> <li>市税の滞納がない市民</li> </ul> <p>内 容：対象となる治療費（医師が認めた医療保険診療及び医療保険適用外の不妊治療、群馬県の特定不妊治療費助成事業申請の場合は治療費から県助成額を除いた額）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、10万円が限度。</p> <p>1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算5年度まで。</p> <p>※群馬県特定不妊治療費助成事業申請予定の場合、先に県に申請し、その後市に申請する。</p> <p>※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民</li> <li>医療保険加入者</li> <li>市税の滞納がない市民</li> </ul> <p>内 容：対象となる治療費（医師が認めた不育症治療費）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、20万円が限度。</p> <p>1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算3年度まで。</p> <p>※申請は不育症治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>(新) 対象者： 出産後、心身の不調や育児不安があるにも関わらず、家族等から十分な援助を受けることができない産後4か月未満の（市内に住所を有する）産婦及び乳児</p> <p>内 容： 助産師が利用者宅を訪問し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産後の母体管理及び生活面の指導</li> <li>・ 授乳指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケア</li> <li>・ 沐浴や育児に関する相談</li> </ul> <p>利用者負担金 1回 1,200円(多胎児加算1人につき600円) 利用回数 7回まで</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>
住宅支援	<p><b>安中市住まいりー奨励金</b></p> <p>(新) 対象者： 安中市内への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を目的に、令和3年1月か</p> <p>内 容： ら、市内に住宅を初めて取得して定住する方へ「安中市住まいりー奨励金」を交付。</p> <p>基本額…50,000円 (住宅取得費用(税込)の3%、上限50,000円)</p> <p>さらに、条件に応じて各種加算あり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 転入加算…50,000円</li> <li>(2) 子ども加算…20,000円</li> <li>(3) 空き家バンク加算…30,000円</li> <li>(4) 新幹線通勤加算…100,000円</li> </ol> <p>詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。 <a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/smiley.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/smiley.html</a></p> <p>問合せ： 《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>勤労者住宅建設利子補給</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に過去1年以上前から現在に至るまで継続して居住する者</li> <li>・ 第3者が経営する事業所に勤務している者（経営者は除く）</li> <li>・ 市内に一戸建ての専用住宅を建設し、又は新築分譲を受けた者</li> <li>・ 建設資金を金融機関等から借り入れた者</li> </ul> <p>内 容： ・ 利子補給の金額は、1年間で最高37,500円 ・ 利子補給の期間は、3年以内(36か月間)</p> <p>問合せ： 《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者： 市ホームページに掲載している内容のとおり</p> <p>内 容： <a href="https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/index.html">https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/index.html</a></p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>宅地分譲</b></p> <p>条 件： 次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産取引を目的とせず、本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、生活の本拠とすること</li> <li>・ 住宅建築の基準を遵守すること</li> <li>・ 分譲代金を一括に支払うことができること</li> </ul> <p>※既に公社分譲区画を購入済の方、土地家屋所有の方や単身の方でも申込み可能</p> <p>内 容： 古城住宅団地内の3区画について分譲(所在地：安中市板鼻字古城地内) ※住宅建築上の基準があるため、確認が必要</p> <p>問合せ： 《安中市土地開発公社(都市整備課 開発係)》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）								
住宅支援	<p><b>住宅リフォーム補助事業</b></p> <p>対象者：申請者の要件  ・市内に住宅を所有し、そこに居住している人  ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人  申請者及び同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件  ・市税を滞納していないこと  ・暴力団員等でないこと  ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと</p> <p>内 容：市内に本店(本社)がある施工業者に発注して自宅のリフォーム工事を行う場合、補助対象経費(税込み10万円以上)の20%、子育て世帯は30%を補助(上限額有り)  補助金の上限額は申請者の前年分の合計所得金額に応じ、下記の金額  (※住宅の所有が共有名義の場合は、同居している共有者の合計所得金額を合計して限度額を算定)</p> <table border="1" data-bbox="411 566 938 678"> <tr> <td>前年分の合計所得金額</td> <td>補助金限度額</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え600万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>600万円を超える</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>※申し込み多数の場合は、抽選により申請者を決定。 ※申込期間あり。支給要件要確認。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 指導係》 TEL：027-382-1111</p>	前年分の合計所得金額	補助金限度額	400万円以下	15万円	400万円を超え600万円以下	10万円	600万円を超える	5万円
前年分の合計所得金額	補助金限度額								
400万円以下	15万円								
400万円を超え600万円以下	10万円								
600万円を超える	5万円								
	<p><b>空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業</b></p> <p>対象者：空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う者</p> <p>内 容：補助金額(受けられる補助金は、どちらか一方のみ)  (1)リフォーム工事補助：工事費用の2分の1(上限20万円)  (2)家財処分補助：処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1(上限10万円)</p> <p>問合せ：《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111</p>								
農業体験・就農	<p><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容：最長5年間、年間150万円を上限に支給。  (提出する経営開始計画が5年後に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件。資金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合等は支給停止となる。支給要件要確認。)</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：027-382-1111</p>								
その他	<p><b>創業者融資利子補給金および創業奨励金</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者  ・対象融資(創業に関するもの)の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者  ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること  ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること  ・市税の滞納がないこと  ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと  ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象とならない。  ・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業</p> <p>内 容：市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付する。融資を受ける前には相談が必要。  (1)利子補給金の額および交付対象期間  対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限。  (2)創業奨励金の額および交付対象期間  信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上限  【認定申請】  対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要あり</p> <p>問合せ：《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111</p>								
	<p><b>お試し移住事業</b></p> <p>(新) 対象者：市外に住所を有し、安中市への移住を検討している方</p> <p>内 容：碓氷峠くつろぎの郷コテージを利用して、「あんなか暮らし」を体験  費用(1棟あたり1泊)：7月1日から7月31日 9,000円  7月1日から7月31日以外 6,000円  詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。  <a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/otameshiiju.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/otameshiiju.html</a></p> <p>問合せ：《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111</p>								